

沼風苑指定居宅介護支援事業所運営規程

(令和6年2月29日 現在)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人沼風苑が開設する沼風苑指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 沼風苑指定居宅介護支援事業所
- 2 所在地 千葉県柏市箕輪 585 番地（特別養護老人ホーム沼風苑新館 1 階）

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（同一敷地内の他の事業所との兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 1名以上（常勤職員1名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。(祝日、12/29～1/3までの6日間を除く。)
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
(緊急を要する場合等については、適宜対応することとする。)
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援専門員の内容および利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しない。

- (1) 要介護認定に係る申請代行
- (2) 居宅サービス計画の作成

- 2 利用者からの相談、及びサービス担当者会議等は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所にて行うこととする。
- 3 使用する課題分析票の種類：居宅サービス計画ガイドライン
- 4 指定居宅介護支援を提供するにあたり、担当する介護支援専門員は、少なくとも1月に1度以上居宅を訪問し、モニタリングの結果を記録する。
- 5 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を越え1km毎に50円
- 6 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、柏市、我孫子市、松戸市、印西市、白井市、野田市、鎌ヶ谷市の区域とする。

（相談・苦情・ハラスメント対応）

- 第8条 事業所は、利用者またはそのご家族等からの相談、苦情、ハラスメント等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービスに位置づけた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
 - 3 自ら居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行う。
 - 4 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
 - 5 事業所は市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

（事故発生時の対応）

- 第9条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

- 第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速や

かにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束廃止に関する事項)

第11条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行なわない。

- 2 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 虐待防止に関する研修 年1回
- (3) 権利擁護に関する研修 年1回
- (4) 認知症ケアに関する研修年1回
- (5) 介護予防に関する研修 年1回
- (6) 感染症に関する研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人沼風会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第13条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(一部改定)

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。